

ヒアリング事項について

1. 団体の組織概要

- ① 社会福祉法人名 社会福祉法人日本ライトハウス
- ② 所在地 大阪市鶴見区今津中二丁目4番37号
- ③ 法人設立認可年月日・番号 昭和27年5月10日 厚生省阪社 第138号
- ④ 登記年月日 昭和20年6月8日
- ⑤ 代表者氏名 理事長 橋本 照夫
- ⑥ 法人の行う事業

1. 社会福祉事業

アー① 第一種社会福祉事業

- 障害者支援施設 日本ライトハウスきらきら 自立訓練(機能訓練)
- 日本ライトハウスきらきら 就労移行支援(一般)
- 日本ライトハウスきらきら 生活介護
- 日本ライトハウスきらきら 施設入所支援

イー① 第二種社会福祉事業(施設)

- 視聴覚障害者情報提供施設 情報文化センター
- 盲人ホーム 大阪盲人ホーム
- 盲導犬訓練施設 盲導犬訓練所

イー② 第二種社会福祉事業(施設以外)

- 身体障害者短期入所事業 日本ライトハウスきらきら
- 障害福祉サービス事業(生活介護) 日本ライトハウスわくわく
- 障害福祉サービス事業(居宅介護) 居宅支援センターてくてく
- 障害福祉サービス事業(重度訪問介護) 居宅支援センターてくてく
- 相談支援事業 居宅支援センターてくてく
- 移動支援(同行援護)事業 居宅支援センターてくてく
- 老人居宅介護等事業 居宅支援センターてくてく
- 老人居宅介護等事業(介護予防) 居宅支援センターてくてく

2. 公益事業

- 身体障害者等能力開発事業の運営(職業訓練部)
- 盲人用具等製作・斡旋事業の運営(サービス部)
- 各種視覚障害関係団体との連絡、調整、助成事業の運営(法人本部)
- 諸外国視覚障害関係機関との交流事業の運営(法人本部)
- 居宅介護支援事業(居宅支援センターてくてく)
- 介護予防支援事業(居宅支援センターてくてく)

3. 収益事業

- 不動産貸付業(相手先：株式会社ライトハウス金属工場)
- 不動産貸付業(相手先：関西明装株式会社)

- ⑦ 役員 定数13名(うち理事長1名、専務理事1名、常務理事1名 監事2名)
- ⑧ 評議員 定数27名

<添付資料>

- ① 法人の沿革
- ② 日本ライトハウスの基本理念および職員倫理綱領
- ③ 法人が実施する事業の概要
- ④ 決算の概要

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

- (1) 公益性・非営利性を要素とする社会福祉法人として、地域の福祉ニーズに対応するため、どのような取組が必要と考えているか。

当法人の事業概要に示すように多岐にわたる事業を展開しています。情報文化センター事業は、地域の福祉ニーズというよりも、全国の点字図書館や特別支援学校、その利用者の方々が直面される福祉ニーズに応えるために、全国組織への積極的な貢献とともに各事業所とのテーマ別の連携や「福祉展(バリアフリー展)」などを通じた情報提供などを実施しています。一方、リハビリテーションセンター関連の業務では、現行の制度に則って視覚障害のある方々の個別的なニーズに応えようとするもので、それは、個別的であり、地域生活の支援が前提となり、福祉課題を掘り起こし、その解決に向けてかかわっていくべきだと認識しています。また、地域住民の方々に施設で行っている事業や視覚障害のある方の地域生活に関する共感をお願いする意味で、地域との交流を目的とした「ライトハウス祭り」を行っています。

福祉ニーズは、事業所のニーズであり、地域のニーズであり、当事者のニーズであり、さらに解決すべき課題だと考えます。

創業以来、パイオニア精神を自負してウイングを広げていますが、それを維持するためには、日頃から法人組織が「縮み志向」に陥ることなく、事業にかかる知見や他の専門領域との連携を唱え、イノベーションに向けて職員の動機付けを維持する必要があります。

とくに盲導犬育成事業は、地方自治体の委託事業、企業・団体などからの授与・貸与を前提とした収入以外は、多くを市民などからの寄附金に依存しており、理解を得るための街頭募金をはじめ広報活動は欠かせません。

歴史的に中心課題としてきた視覚障害のある方々に特化した支援だけではなく、ICFにいう多様な障害群やさらには「生きにくさ」に直面している方々への支援へとアプローチを拡充する必要があります。そのための地域の既存組織との連携軸を確立する必要があります。

- (2) (1)の取組の現在の実施状況はどのようになっているか。

事業の遂行上、地元の連合会・町内会・小中学校・商工会・産業界・コミュニティー紙などの広報媒体・域内の支援団体(ロータリークラブやライオンズクラブなど)との連携は必須です。また、地域福祉を意識した事業を展開している関係上、他の社会福祉法人や関係施設との情報交換やサービス面での相互交流を行っています。

また、添付資料(法人事業の概要)に示すように情報文化センター、リハビリテーションセンター、盲導犬訓練所では、ともに市民の方々によるボランティア活動や後援会組織の方々の存在は現行のアウトリーチを考え、「更なる取組」を実施する上で極めて重要な源泉だといえます。

視覚障害に関する電話やメールによる質問や来館者の求めに応じて、今日的な支援機器や制度、技術の進歩などに関する極めて専門的な知識を集約して、それを情報提供するという流れには際限がありません。ウィングを広げるための積極的な活動などを支援・鼓舞する姿勢が求められます。

(3) (1)の取組を促進するためにはどのようなことが必要か

- 若手ワーカーなどに限定した実験的・開拓的研究助成事業の創設
- 地域住民組織などとの地域連携事業の創設に関する動機付けや研究事業
- 共通認識をもつ全国組織や学会、社会福祉法人や社会福祉士養成大学などとの横断的な共同事業の推進
- 職員の交換留学制度(国内・海外)

(4) 制度上の制約(事業体系(社会福祉事業・公益事業・収益事業)、税制等)との関係についてどのように考えるか。

当方の中核的な事業として、旧労働省が定める「能力開発施設」を展開してきましたが、障害者総合支援法においては同様の制度として「就労移行」が運用されています。この度、相談支援事業に能力開発施設で職業訓練や職場開拓、当事者支援に当たってきた職員を配転しようとした場合、その経歴は相談員の資格要件として掲載されておらず、事業の立ち上げに際してそれを理由に地方自治体の認可が得られないという状況があります。厚生労働省が発足して10年以上が経過しており、制度上の整合性が必要だと考えます。

「更なる取組」として立ち上がった事業(アンテナ事業)を一定期間(3年程度)持続させるための方策があれば、新規事業として定着し、資金投入のリスクも軽減できると考えます。

3. 社会福祉法人の組織について

(1) 社会福祉法人の事業運営(2(1)の取組含む。)について、地域の福祉ニーズへの対応や適切なPDCAサイクルを確保するには、どのような法人組織の改善が必要か。

PDCAサイクルは、組織として当然の流れだと考えます。当方の各部署の責任者で構成する2週間ごとの「運営会議」では、運営状況を報告してもらいながらメンバーによる評価、問題点や修正事項などに関して論議しています。昨年度からは事業計画の遂行状況に関して、理事長・専務理事・常務理事が各部の責任者や部門長へのヒアリングを実施し、それぞれの課題がより鮮明になったところです。

年間上期と下期に各部で業務実績評価を行っています。職員の目標・自己評価を参照しながら上級者の評価を職員面談において伝えるという方式をとっています。職員を一方向的に評価するのではなく、双方向のコミュニケーションを大切にしながら、モチベーションを高めるための取組みです。また、法人では、全職員と対象とした「人権研修」や職員全体会を設けて職員の資質を高めるための方策をとったり、役職者に対して職員の能動的な参加を促すための研修(今年度は「職員のメンタルヘルスケア」)を計画したりしています。

- (2) 社会福祉法人の役割や他の非営利法人との比較、公益法人制度改革等を踏まえ、理事等の権限と責任の明確化(損がい賠償責任等)、評議員会の必置等についてどのように考えるか。

現行のままでよいと考えますが、理事のうち、執行役員と他の理事との責任の重さは異なって当然であり、評議員会に関しても専門的な諮問機関として位置づけることには賛成です。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

- (1) 2(1)の取組や福祉人材の育成を推進するためには、どの程度の社会福祉法人の規模が必要か。

当方の現行の規模でも十分に大きく、同様の事業形態をもつ法人はないこともあり、規模を拡充することによって得られるスケールメリットは、さほどないと考えます。それぞれの法人の設立は、設立者の意志が相当に反映しており、その合従連衡にはかなりのエネルギーが必要になることと考えます。

当法人では、大阪市の要請で、市内で視覚障害関係の情報提供を行っている「早川福祉会館点字図書室」の業務委託を受託していますが、当法人情報文化センター同様数百名のボランティアが来館して活動しており、この2施設を統合・拡充しようとする場合、1拠点・1施設で合計1千人を超えるボランティアをコーディネートし、利用者のニーズに対応することは至難の業で、ボランティアと利用者双方からサービス低下についての批判や離反を招くことは必至です。したがって、特に視覚障害者に対する専門的な福祉サービスを提供する場合、他の障害者や高齢者に対するような統合と再編は望ましくないと考えます。

- (2) 複数法人の合併・事業譲渡を促すためにはどのようなことが必要か。

事業の譲渡に関しては、地域・対象者・業務内容など共通するアプローチがあることが前提になると考えます。

- (3) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数法人間の協働化の体制としてどのような仕組みが必要と考えるか。

NPOなどを組織して、一時的に協働事業を興すことは可能であると考えます。

- (4) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数の法人を社員とする統括法人の仕組み(社团的連携)についてどのように考えるか。

上部組織や同業他社からの要請を受けて極めてつながりの濃い集団を構成することが多く、共同事業の推進に関して中心的な役割を担っていると受け止めています。ある意味では社团的な連携だといえますが、資金面での連携はなく、業界の特殊な事情を反映した団体だと考えます。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

- (1) 社会福祉法人の説明責任の対象一方法についてどのように考えるか。

法人の基本理念において情報公開や説明責任について言及しており、ホームページや広報誌で財務状況や事業計画を公開しています。また、労働組合へは財務諸表を提示しています。

- (2) 財務諸表の公表の徹底についてどのように考えるか。

法人の基本理念の通りです。

- (3) 財務諸表以外の定款、役員名簿、役員報酬規程等の公表(公益財団法人と同等)についてどのように考えるか。

社会福祉法人は社会の公器であり、公表すべきだと考えます。

6. 適切な監督指導について

- (1) 所轄庁の監督指導の範囲・内容についてどのように考えるか。

法人本部、施設関係に分けて監査を受けています。法人本部、施設関係ともに連動したものであり、現況報告作成と同時に監査を受けることの方が、内部チェックができると考えます。

- (2) 第三者評価の受審促進についてどのように考えるか。

現行の第三者評価について、当方の事業総体を考えたとき、第三者評価がなじまない部門もあります。直接処遇部門では受審を希望していますが、先に述べた法人の基本理念や職員倫理綱領、あるいは、現在各部から選出された委員によって取り組まれている「行動規範」の遵守を図ることによって、内部的な自己評価を遂行する方策も検討しています。

7. 福祉人材の確保について

(1) 社会福祉法人は、どのような人材確保に向けた取組を進めて行くべきか。

① 職員の処遇改善について

当方の多面的な事業形態を反映して、収益的にはさまざまな課題を抱えており、他法人と比較してもタイトな給与体系となっています。直面する構造上の問題解決が望まれますが、現行事業の節減をいうだけではなく、積極的な収益確保に向けた事業展開が望まれます。

② 小規模法人のグループによる共同の人材育成・研修等について

人材育成に関しては、同志的な集まりを推奨したり、共同研究に対する資金援助などが有効だと考えます。

③ 出産・育児・介護といった主要な離職原因への対応について

出産・育児に対する法令による離職はなく、精神的な課題を抱えた職員に対しても復職できるようサポート体制を整えています。

④ ケアをサポートする補助器具やICTの活用について

視覚障害のある方を支援する法人であり、情報処理に関するハード面やソフト面での各種の開発や研究者との共同開発により、視覚障害のある人に関するサポートはもちろんのこと当方が実施する事業の推進に対して実験的・開拓的な研究体制をとっています。

(2) 福祉人材確保の効果的な取組を促進するためには、どのような方策が考えられるか。

① 地域コミュニティ・学校・地方公共団体と連携・協働するための方策について

先に述べたように、地域の諸団体などとの連携をとっており、地域の小・中校では盲導犬の実演を含めた授業を行う機会などもあります。なお、当方の盲導犬訓練所の職員は、業務提携しているオーストラリアのヴィクトリア盲導犬訓練センターへの留学の機会を提供しています。

また、台湾・盲人重建院や韓国・シロアム視覚障害者福祉館との姉妹提携を締結しており、折に触れて相互交流を行っています。

② 先進的又は優れた取組を行う法人を評価するなどの法人間の努力を促す方策について

どのような方策があるべきかについては言えませんが、何らかの促進策があってもいいように考えます。また、当方が参画する日本盲人社会福祉施設協議会の部会組織などを活用した研究会や評価会議を行うなどの方策も考え

られます。

- ③ 地域に求められる介護サービス(小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問看護等)の共同実施によるキャリアコースの多様化や処遇改善について

本事業に関しては、当方の「居宅支援センターてくてく」において実施しています。

8. その他要望など

多様な事業を展開していますが、全予算に占める寄附金の割合が高く、募金活動にかなりの労力を要するのも事実です。一般からの募金によるご支援を否定するものではありませんが、その場合に予算の見通しが立たず、積極的な事業展開ができないという問題に直面しています。